

令和5年11月27日

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定)基準適合事業主認定通知書交付式を行いました。



もにす認定制度は、令和2年4月から始まった障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を国が認定する制度です。

今般、株式会社 丸和 様が、紀の川市の事業主として初めて「もにす認定事業主」として認定されました。